



# 大津地裁、再稼働した高浜原発の運転を差止！

早川 光俊 (CASA専務理事)

高浜原発3、4号機については、原子力規制委員会が2014年12月に新規制基準への適合性を認め、パブリックコメントの結果を踏まえて、2015年2月に審査書<sup>\*1</sup>が原子力規制委員会において了承され、2016年1月29日に3号機、2月26日に4号機が再稼働していました。

今回の仮処分決定(以下、「決定」という)は、再稼働で運転を再開した原発を差し止めた初めての決定です。高浜原発3、4号機については、2015年4月に福井地裁が再稼働を認めない仮処分決定を出し、同年12月に関電の異議により取り消された経過があります。(表1)

## 主な争点

今回の仮処分で争われた、主要な争点は以下のとおりです。

- ① 過酷事故対策について
- ② 耐震性能について
- ③ 津波に対する安全性について
- ④ 避難計画について
- ⑤ 保全の必要性について

であるが、こうした点を考慮しようとししない関電や原子力規制委員会の姿勢には、非常に不安を覚える。

- 3. 使用済み燃料ピットの安全性についても証明されていない。



高浜原発3、4号機 出典 関電ホームページ

## 過酷事故対策について

関電は、福島原発事故は、福島原発の自然的立地条件に係る安全基準対策(具体的には、津波に関する想定)が不十分であったために起こったもので、福島原発事故を踏まえて作成された新規制基準は、最新の知見を集合した信用度の高いもので、福島原発事故のような事態は生じることはないと言張していました。

この過酷事故対策について、決定は以下のように判示しました。

- 1. 福島原発事故の原因究明は、建屋内での調査が進んでおらず、今なお道半ばの状況で、津波が主たる原因かどうか不明である。
- 2. 原発事故の災禍の甚大さに真摯に向き合い、二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から安全確保対策を講じるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠

## 耐震性能について

耐震性能について、関電は高浜原発の設置地点及びその周辺について、過去の記録の調査や詳細な現地調査を行っており、さらに新規制基準に対応して基準地震動<sup>\*2</sup>を策定し、耐震安全性を確認していると主張していました。

こうした関電の主張に対し、決定は以下のように判示しました。

- 1. 地震動を検討するには、原発の敷地に影響を発生させる可能性のある断層の存在が相当程度確実に知られていることが前提である。
- 2. 関電の断層調査は、海底を含む周辺領域において徹底的に行われたわけではなく、断層の末端を確定的に定められていな

い。

- 3. 調査の結果によっても断層が連動して動く可能性は否定できない。
- 4. 関電が主張する基準地震動についても、基準地震動としてよいか十分な証明はできていない。

## 津波に対する安全性について

若狭湾での津波の可能性について、住民側は過去に若狭湾に大津波が押し寄せた歴史的記録や伝承があると主張し、関電は日本海側には東北地方太平洋沖地震を起こしたような海溝型プレート境界はなく、住民側が主張する歴史的記録や伝承にある天正地震は内陸型

\*1 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(修正案)

\*2 原発の耐震設計において基準とする地震動。原発施設及びその周辺において発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さのこと。

で津波が発生したとは考えられないと反論していました。

決定は、海岸から500 mほど内陸で津波堆積物が確認されているとして、関電の主張を退けています。

## 避難計画について

決定は、避難対策は関電の直接の義務ではないとし、避難対策は国家主導で具体的、可視的な避難計画が早急に策定される必要があり、避難計画を視野に入れた幅広い規制基準が望まれるとし、それを策定する信義則上の義務が国にあるとしています。そして関電にも、新規制基準を満たせば十分とするのではなく、避難計画を含んだ安全確保対策に意を払う必要があるとしています。

## 保全の必要性について

仮処分は、本格的な審理を行わずに決定される仮の処分なので、仮処分決定を出す必要性（保全の必要性）が求められます。

決定は、福島原発事故を踏まえ

た過酷事故対策についての設計思想や、外部電力に依拠する緊急時の対応方法に関する問題点、基準地震動策定に対する問題点について危惧すべき点があり、津波対策や避難計画についても疑問が残るなど、原発の運転によって住民の人格権（健康や生活）侵害されるおそれが高いにもかかわらず、2016年1月29日に3号機、2月26日に4号機が再稼働したことから、保全の必要性が認められるとしました。

実は、同じ山本善彦裁判長が、2014年11月27日に同じ高浜原発の差し止めを求めた仮処分申請を却下しています。却下の理由は、保全の必要性でした。新規制基準の合理性について疑問があるうえ、避難計画についても何も策定されていないが、これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ない。こうした状況の下で、原子力規制委員会が、いたずらに早急に、高浜原発を新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えられないので、保全の必要

性は認められないとしたのです。

ところが、山本裁判長の意に反して、原子力規制委員会が「いたずらに早急に」、高浜原発が新規制基準に適合すると判断し、日本政府も再稼働を認めてしまったので、差し止めを認める決定が出されました。

## わかる裁判所の判断

2016年4月6日、福岡高裁宮崎支部は、九電川内原発の差し止め仮処分の即時抗告審で、住民らの差し止め請求を棄却した鹿児島地裁の決定を追認し、住民らの抗告を棄却する決定を出しました。この事件でも、耐震性能や避難計画、さらに火山噴火の影響などが争点になっていましたが、安全性の程度や火山への備えは社会通念によるとする不可解な理由で、住民側の請求を退けました。

これからも紆余曲折はあると思いますが、司法も遅ればせながら原発に依存しない社会に向けて、少しずつ動き出したように思います。

表1 高浜原発差し止め仮処分決定までの経過

1985年1月	運転開始。
1985年6月	運転開始。
2011年3月	福島原発事故。
同年7月	4号機定期点検で運転停止。
同年8月	滋賀県の住民らが大津地裁に運転差し止め仮処分申請（1回目）。
2012年2月	3号機定期点検で運転停止。
2013年7月	新規制基準施行。関電が3、4号機の審査を規制委員会に申請。
2014年11月	大津地裁が運転差し止め仮処分（1回目）を却下。
同年12月	福井県の住民らが福井地裁に運転差し止め仮処分申請。
2015年1月	滋賀県の住民らが大津地裁に運転差し止め仮処分申請（2回目）。
同年2月	規制委員会による新基準に適合
同年4月	福井地裁が差し止めを認める仮処分決定。関電が福井地裁に仮処分異議申立。
同年12月	高浜町長、福井県知事が再稼働に同意。福井地裁が差し止め仮処分決定を取消。
2016年1月	3号機が再稼働。
同年2月	再稼働準備中の4号機で1次冷却水の水漏れ。4号機が再稼働するも、緊急停止。
同年3月	大津地裁に運転差し止め仮処分決定（2回目）。